

開校準備委員会組織図

登米市教育委員会

※報告を基に決定

報告

開校準備委員会

所掌事務

- ・ 校名、校章、校歌、校旗等に関すること。
- ・ 施設整備に関すること。
- ・ 通学に関すること。
- ・ 運営に関すること。
- ・ 交流事業、記念行事等に関すること。
- ・ 教育課程に関すること。
- ・ P T A の組織運営に関すること。
- ・ その他、必要な事項

構成員

- ・ 柳津小学校 P T A の代表者
- ・ 横山小学校 P T A の代表者
- ・ 津山中学校 P T A の代表者
- ・ 柳津小学校学校運営協議会の代表者
- ・ 横山小学校学校運営協議会の代表者
- ・ 津山中学校学校運営協議会の代表者
- ・ つやまの子ども園保護者の代表者
- ・ 津山地区行政区長の代表者
- ・ 柳津小学校校長
- ・ 横山小学校校長
- ・ 津山中学校校長

連絡会議

所掌事務	事項等	部会構成
施設整備に関すること。	・ 教室配置等の検討 ・ 引越しの計画・準備等	
通学に関すること。	・ スクールのルートの検討等	
教育課程に関すること。	・ 教育目標の作成 ・ 教育計画の作成 ・ 教育課程の作成 ・ 学校行事の検討等	
運営に関すること。	・ 教材、備品等の整理 ・ 市費及び各種会計の計画調整 ・ 運動着などの学用品等	
交流事業、記念行事等に関すること。	・ 交流事業の計画・実施 ・ 開校記念行事の検討等	
P T A の組織運営に関すること。	・ 現 P T A の解散 ・ 新 P T A 規約、役員等の検討 ・ 新 P T A 行事の検討等	

各小学校において検討する事項等

所掌事務	検討事項等
交流事業、記念行事等に関すること。	・ 閉校記念行事の計画・実施 ・ 閉校記念誌の作成等

委員会で検討

報告

専門部会等で検討

津山地域開校準備委員会に係る専門部会の設置について（案）

津山地域開校準備委員会（以下「委員会」という。）では、登米市開校準備委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第9条第1項の規定に基づき、津山地域における統合校開校について、具体的な内容の協議及び検討を行うため、下記のとおり専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

1 部会の名称及び協議・検討事項

〇〇部会

□□部会

△△部会

◇◇部会

2 部会員

部会員は、再編対象となる両小学校の学校長が指名した教職員、PTAから選出された保護者及びその他両学校長が必要と認める者とする。

3 部会長及び副部会長

部会には、部会ごとに部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により選出する。

部会長は、部会を総括する。

副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 部会の会議

部会の会議は部会長が招集する。ただし、設置後最初の会議はこの限りではない。

部会の会議は部会長が議長となる。

なお、部会長の要請があった場合又は学校再編推進室が必要と判断した場合は、説明員を出席させることができるものとする。

5 連絡会議

部会間の情報共有や検討事項の調整が必要な場合、連絡会議を開催する。
連絡会議は、両学校長、部会長、幹事で組織し、幹事は両小学校教頭とする。
会議は、両幹事が調整の上、開催し、議長は両学校長の輪番とする。

6 委員会への報告

要綱第9条第2項の規定に基づき、協議及び検討の結果を委員会に報告する。
報告は書面によるものとし、各部会から指定の報告様式に関係資料を添付し、委員会に提出する。

報告内容に係る委員会での意見や質問は、学校再編推進室から各部会長に伝達する。
連絡会議を開催した場合にも、同様に報告することとする。

なお、部会が委員会に意見を求める場合には、報告様式に意見集約の旨を記載し、学校再編推進室において、委員会の意見を聴取し、部会に報告する。

開校準備委員会の専門部会の組織

